

人権についての市民意識調査票

【お答えいただくにあたってのお願い】

- 1 お答えは、あてはまる選択肢の番号を○で囲んでください。
- 2 お答えの中で「その他」を選ばれた場合は、お手数ですが（ ）内に、具体的な内容をご記入ください。
- 3 質問にお答えいただきましたら、同封の封筒に入れて 11 月 28 日（金）までにご返送してください。（切手は不要です。）
- 4 お答えいただいた内容は、統計を作るためだけに使います。また、調査票は無記名で、個人が特定されることは一切ありませんので、ご安心ください。

【人権意識について】

問 1 あなたは、今の日本が、基本的人権の尊重されている社会だと思いますか。
(あてはまる番号に 1 つだけ ○印をつけてください。)

1. そう思う
2. どちらかといえばそう思う
3. どちらかといえばそうは思わない
4. そうは思わない
5. わからない

問2 あなたは、この10年ほどの間に自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。(あてはまる番号に1つだけ〇印をつけてください。)

1. ある (⇒問3へお進みください。)
2. ない (⇒問4へお進みください。)

問3 あなたは、どのようなことで自分の人権が侵害されたと思いましたか。差し支えなければお答えください。(あてはまる番号すべてに〇印をつけてください。)

1. あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口
2. 仲間はずれや無視
3. 名誉や信用を傷つけられたり、侮辱を受けたりしたこと
4. 差別待遇 (人種・信条・性別・社会的身分等により、不平等または不利益な取扱いをされた)
5. 職場における不当な待遇
6. 官公署や医療機関、福祉施設などで不当な扱いを受けた
7. 学校などにおいて体罰やいじめなど不当な扱いを受けた
8. プライバシーの侵害 (他人に知られたくない個人的事項を知られたなど)
9. セクハラ・パワハラなどのハラスメント
10. 暴力・強迫・虐待・強要
11. ストーカー的行為 (特定の人にしつこくつきまとわれたことなど)
12. 悪臭・騒音等の公害
13. その他の人権問題()
14. 答えたくない

問4 あなたは、自分の人権が侵害されたと思った時、どちらに相談されますか。
(あてはまる番号すべてに○印をつけてください。)

1. 友人、同僚、上司
2. 家族、親戚
3. 弁護士
4. 法務局や人権擁護委員
5. 市の相談窓口
6. 警察
7. 人権擁護団体
8. その他（具体的に：)
9. どこにも相談しない
10. わからない

【女性の人権について】

問5 あなたが、女性に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのような場合
ですか。(あてはまる番号すべてに○印をつけてください。)

1. 性別による固定的な役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」など）が存在すること
2. 労働において、性別により職種を限定したり、待遇に差があったりすること
3. 配偶者や交際相手からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）
4. 強姦・強制わいせつなどの性犯罪や売買春
5. 職場などにおけるセクシュアル・ハラスメント
6. 内容に関係なく、女性の水着姿や裸体などを用いた広告物の掲出
7. 「令夫人」、「〇〇女史」のように女性にだけ用いられる言葉の使用
8. 障害のある女性や、同和地区出身の女性、外国人女性などに対する複合的な差別（女性であり、かつ、障害のある場合など、複合的な要因が重なりあったさまざまな差別）
9. その他（具体的に：)
10. 特にない
11. わからない

【子どもの人権について】

問6 あなたが、子どもに関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのような場合ですか。(あてはまる番号すべてに○印をつけてください。)

1. 子どもへの暴力や暴言、育児放棄などの虐待があること
2. 子どもの間で、仲間はずれや無視、暴力をふるうなどのいじめがあること
3. インターネット（パソコンや携帯電話）を使ってのいじめがあること
4. 暴力や犯罪、性にかかわる問題（児童ポルノ）など、子どもにとって有害な情報が氾濫していること
5. 学校や就職先などの進路の選択にあたって、大人がその意見を無視したり、大人の考えを押し付けたりすること
6. 男の子らしさ、女の子らしさを求められること
7. 年齢や発達に応じた、学び、遊び及び休息をすることができないなど、生活にゆとりがないこと
8. 自分の考えや表現、生き方などについて、個人としての人格や価値が尊重されないこと
9. その他（具体的に： _____）
10. 特にない
11. わからない

【高齢者の人権について】

問7 あなたが、高齢者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのような場合ですか。(あてはまる番号すべてに○印をつけてください。)

1. 経済的に自立していくことが困難なこと
2. 能力や経験を発揮する機会が少ないこと
3. 詐欺や悪質商法の被害を受けること
4. 嫌がらせや虐待・暴力を受けること
5. 病院や老人ホーム等の施設での看護や介護における処遇が不適切であること
6. 意見や行動が無視されたり尊重されなかつたりすること
7. 道路の段差や建物の階段など外出先で不便や支障があること
8. 住宅を容易に借りることができない場合があること
9. 保健・医療・福祉・介護などの制度を利用するにあたって、負担などが重く感じられること
10. 家庭内や地域社会で孤立した状態におかれること
11. その他（具体的に： _____）
12. 特にない
13. わからない

【障害者の人権について】

問8 あなたが、障害者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのような場合ですか。(あてはまる番号すべてに○印をつけてください。)

1. 就職・職場で不利な扱いを受けること
2. 経済的に自立していくことが困難なこと
3. 詐欺や悪質商法の被害を受けること
4. 道路の段差や建物の階段など外出先で不便や支障があること
5. 病院や福祉施設等での看護や介護における処遇が不適切であること
6. 住宅を容易に借りることができない場合があること
7. スポーツ・文化活動や地域活動の参加に支障があること
8. 障害の内容・程度に応じた手法で情報を伝える配慮が足りないこと
9. じろじろ見られたり、避けられたりする
10. 交流や交際など日常生活における不利な扱いを受けること
11. 結婚問題で周囲から反対されること
12. その他（具体的に：)
13. 特にない
14. わからない

【同和問題について】

問9 あなたは、日本の社会に「同和地区」とか「被差別部落」とよばれるところがあり、その出身であるとか、そこに住んでいるというだけの理由で差別される人権問題を知っていますか。(あてはまる番号に1つだけ○印をつけてください。)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1. よく知っている | 2. 少しは知っている |
| 3. 聞いたことがある | 4. まったく知らない |

問10 あなたが、同和問題に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのような場合ですか。(あてはまる番号すべてに○印をつけてください。)

- | |
|-------------------------------------|
| 1. 結婚問題で周囲から反対されること |
| 2. 就職・職場で不利な扱いを受けること |
| 3. 交流や交際など日常生活における不利な扱いを受けること |
| 4. 差別的な発言や落書きがあること |
| 5. 結婚や就職などに際しての身元調査が行われること |
| 6. インターネットを利用した誹謗中傷や差別的な情報の掲載があること |
| 7. 入居時または宅地取引において同和地区を含む学区、町内を避けること |
| 8. その他(具体的に：) |
| 9. 特にない |
| 10. わからない |

【外国人の人権について】

問 11 あなたが、外国人に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのような場合ですか。(あてはまる番号すべてに○印をつけてください。)

1. 地域住民や地域社会の受入体制が十分整っていないこと
2. 住宅を容易に借りることができない場合があること
3. 保健・医療・防災・教育などの生活に必要な情報が十分に手に入れられないこと
4. 就職や仕事の内容・待遇などで不利な扱いを受けること
5. 交流や交際など日常生活における不利な扱いを受けること
6. 結婚問題で周囲から反対されること
7. 国籍や人種などの差別や対立をあおる言動が行われること (いわゆる「ヘイトスピーチ」)
8. 駅や公共交通機関、文化・スポーツ施設、ショッピング施設などで外国語表示が不十分で、不便や支障があること
9. その他 (具体的に：)
10. 特にない
11. わからない

【インターネット（パソコンや携帯電話）による人権侵害について】

問 12 あなたが、インターネット（パソコンや携帯電話）に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。(あてはまる番号すべてに○印をつけてください。)

1. 他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現など人権を侵害する情報が掲載されること
2. 捜査の対象となっている未成年の実名や顔写真が掲載されること
3. 出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること
4. ネットポルノが存在すること
5. 個人情報の流出等の問題が多く発生していること
6. その他 (具体的に：)
7. 特にない
8. わからない

【さまざまな人権について】

問 13 問 5～12 の各分野（女性・子ども・高齢者・障害者・同和問題・外国人・インターネット）以外にも、人権にかかわるさまざまな問題がありますが、あなたは次のどのような人権問題に関心がありますか。（あてはまる番号すべてに○印をつけてください。）

1. 自殺者やその遺族にかかわる問題
2. ホームレスの人にかかわる問題
3. HIV（いわゆるエイズウイルス）感染者、ハンセン病患者や元患者にかかわる問題
4. 犯罪被害者やその家族にかかわる問題
5. 刑を終えて出所した人にかかわる問題
6. 婚外子にかかわる問題
7. 性的指向（異性愛、同性愛、両性愛）及び性同一性障害（からだの性とところの性が一致しない）などにかかわる問題
8. アイヌの人々にかかわる問題
9. 北朝鮮拉致被害者にかかわる問題
10. その他の人権問題（)
11. 特にない
12. わからない

問 14 あなたが、問 13 に関する事項で、人権上問題があると思われるのはどのような場合ですか。（あてはまる番号すべてに○印をつけてください。）

1. 就職・職場で不利な扱いを受けること
2. 治療や入院を断られること
3. 差別的な言動を受けること
4. 家族や親戚からの付き合いを拒絶されること
5. 精神的な負担やショックに直面すること
6. プライバシーの侵害を受けること
7. その他（具体的に：)
8. 特にない
9. わからない

【人権問題への取り組みについて】

問15 あなたは、問5～13の各分野（女性・子ども・高齢者・障害者・同和問題・外国人・インターネット・さまざまな人権）の人権問題を解決し、人権尊重の社会を実現するためには、どのような取り組みが必要だと思いますか。（あてはまる番号すべてに○印をつけてください。）

1. 人権尊重意識を高めるための啓発活動の充実
2. 学校や社会における人権教育の充実
3. 人権問題に対する相談・支援体制の充実
4. 不合理な差別や格差を解消したり、是正したりするための制度の改善や施策の充実
5. 人権侵害に対する法的規制や救済・支援策の強化
6. 個別の人権分野（高齢者や障害者など）における条例等の整備
7. 地域社会における人権学習や交流・連携
8. 人権にかかわりの深い職業に従事する人の人権意識の向上（公職者、公務員、教員、社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、消防職員、マスメディア関係者など）
9. 一人ひとりの人権尊重意識を高める努力
10. その他（具体的に： _____）
11. 特にない
12. わからない

【名古屋市の取り組みについて】

問16 あなたは、現在、名古屋市が行っている次のような人権に関する啓発活動をご存じですか。（あてはまる番号すべてに○印をつけてください。）

1. 人権啓発にかかわる講演会・映画会の開催（4月下旬、7月下旬、12月上旬に開催）
2. 人権尊重のまちづくりのための教育・啓発事業（各区）
3. なごや人権啓発センター（ソレイユプラザなごや）などが行っている講座の開催
4. 広報なごやへの人権啓発記事の掲載
5. 新聞への人権啓発記事の掲載
6. 市のウェブサイトへの人権啓発記事の掲載
7. テレビ・ラジオでの人権啓発番組やスポットの放送
8. 人権啓発冊子やパンフレットの作成・配布
9. 地下鉄の駅や車内での人権に関するポスターやステッカー広告等の掲出
10. 垂れ幕、立看板の設置、大型ディスプレイなどを活用した啓発
11. DVD・ビデオ・図書などの貸し出し
12. その他（具体的に： _____）
13. 知らない

【効果的な啓発活動について】

問 17 あなたが、人権尊重の理解を深めるために、特に効果的であると思われる啓発活動は何ですか。(あてはまる番号すべてに○印をつけてください。)

1. 講演会・映画会の開催
2. 講座・研修会・シンポジウムの開催
3. 企画展示や啓発イベントの開催
4. なごや人権啓発センター（ソレイユプラザなごや）などの啓発施設の運営
5. 新聞・雑誌等への啓発記事の掲載
6. 広報紙への啓発記事の掲載
7. 市のウェブサイトへの啓発記事の掲載
8. テレビ・ラジオでの人権啓発番組・スポットの放送
9. 人権啓発冊子やパンフレットの作成・配布
10. 地下鉄車内・公共施設等へのポスターやステッカー広告等の掲出
11. 垂れ幕、立看板の設置、大型ディスプレイなどを活用した啓発
12. 啓発情報や写真・図表などのパネル展示
13. DVD・ビデオ・図書などの貸し出し
14. 地域社会における人権学習や交流・連携
15. 学校などにおける人権教育
16. その他（具体的に： _____）
17. 特にない
18. わからない

【今後の行政の取り組みについて】

問 18 あなたは、人権教育・啓発について、行政として今後どのようなことに特に力をいれるとよいと思いますか。(あてはまる番号すべてに○印をつけてください。)

1. 人権をテーマとしたイベントや常設・企画展示など
2. 相談に対応するスタッフの養成や研修講師の紹介など
3. 啓発冊子の配布や視聴覚教材等の貸し出しなど
4. 人権に関するアンケートなどの各種意識調査やニーズの把握など
5. 市民や企業、団体等からの相談や、交流・連携に対する支援など
6. 人権問題に取り組むボランティア団体等が交流できる場の提供など
7. 学校教育における人権学習の取り組みなど
8. 生涯学習における人権教育の取り組みなど
9. 社会でのさまざまな活動やボランティア活動の支援など
10. その他（具体的に： _____）
11. 特にない
12. わからない

【市民一人ひとりが心がけることについて】

問 19 あなたは、市民相互の間で人権が尊重されるために、特に市民一人ひとりが心がけたり、大切にすべきことは何だと思いますか。(あてはまる番号すべてに○印をつけてください。)

1. 人権に関する正しい知識を身につけること
2. 非合理的な因習や風習、誤った固定観念にとらわれないこと
3. 自分の権利とともに、他人の権利も尊重すること
4. 自分が生活している地域社会やその人間関係を大切にすること
5. 他人に対する思いやりや、やさしさを育むこと
6. その他（具体的に： _____）
7. 特にない
8. わからない

【人権について】

問 20 あなたが日頃、「人権」についてお考えのことや、お気づきのことなどについて、何でも結構ですのでお気軽にお聞かせください。

【最後にあなた自身のことについておうかがいします。】

A あなたの性別を（ ）内にご記入ください。
（ ）

B あなたの年齢についてお聞かせください。
(あてはまる番号に1つだけ○印をつけてください。)

1. 20～29歳
2. 30～39歳
3. 40～49歳
4. 50～59歳
5. 60～69歳
6. 70～79歳
7. 80歳以上

質問は以上です。お手数ですが、回答もれや○のつけ忘れなどがないよう、もう一度お確かめください。

この調査票を同封の封筒に入れて、11月28日（金）までにご返送ください。
(切手は不要です。)

なお、調査についてのお問合せは、下記までお願いします。

名古屋市市民経済局人権施策推進室なごや人権啓発センター

電 話 684-7017

FAX 684-7018

名古屋市市民経済局人権施策推進室

電 話 972-2583

FAX 972-6453

最後まで、ご協力ありがとうございました。